

事務連絡
平成19年5月15日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕〔障害保健福祉主管課
介護保険主管課〕御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
老健局振興課

住宅のバリアフリー改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）について

本年4月に施行された改正租税特別措置法において、高齢者・障害者等が安心して快適に自立した生活を送ることができる環境整備を促進し、高齢者・障害者等の居住の安定の早期確保を図る観点から、一定のバリアフリー改修工事を行った場合の特例措置として、住宅のバリアフリー改修促進税制が創設されることとなりました。

具体的な内容は、次のとおりです。

① 所得税について

平成19年4月1日から平成20年12月31日までの間に、一定の者が自己の居住の用に供する家屋についてバリアフリー改修工事を行った場合に、当該バリアフリー改修工事を含む増改築等工事に係る借入金について、当該バリアフリー改修工事の費用から補助金等（介護保険の住宅改修費、障害者等に係る日常生活用具給付（居宅生活動作補助用具）等）を除いた費用が30万円超の場合、当該借入金の一定割合を最大5年間所得税額から控除する（現行の増改築等に係る住宅ローン減税制度との選択制）

② 固定資産税について

平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に、平成19年1月1日以前から存していた家屋のうち一定の者が居住するもの（賃貸住宅を除く）についてバリアフリー改修工事を行い、当該改修工事の費用から補助金等（介護保険の住宅改修費、障害者等に係る日常生活用具給付（居宅生活動作補助用具）等）を除いた費用が30万円以上の場合、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額を1/3減額する

対象となるバリアフリー改修工事については、平成19年国土交通省告示（※1）により定め、増改築等工事証明書に関する取扱いについては、建築士等の証明主体に対して通知されている（※2）ところですが、介護保険法における住宅改修制度や障害者等に係る日常生活用具給付等事業等と関連する制度であることから、別添

のとおり、関連告示、関連通知、リーフレット（※3）等を送付いたしますので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等に周知方宜しくお願いいたします。

また、リーフレットを住宅改修の担当窓口置く等の方法を通じ、住宅のバリアフリー改修促進税制の制度の周知についてもご協力いただきますよう、あわせてお願いいたします。

（※1）

バリアフリー改修工事の内容

- ・平成19年国土交通省告示第407号（所得税） 【別添1】
- ・平成19年国土交通省告示第410号（固定資産税） 【別添2】
- ・平成19年国土交通省告示第408号 【別添3】

バリアフリー改修促進税制（所得税）の適用を受ける際に必要な増改築等工事証明書の様式

（※2）

「住宅の増改築等の工事を行った場合の所得税額の特別控除制度に係る租税特別措置法施行規則第18条の21第13項及び第18条の23の2第2項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類に係る証明について」

平成19年4月13日付け国土交通省住宅局総合整備課長、住宅生産課長、建築指導課長通知 【別添4】

（※3）リーフレット

「バリアフリー改修促進税制が創設されました」【別添5】

【担当部局】

国土交通省住宅局 住宅政策課・住宅総合整備課

電話：03-5253-8111（代表）内線 39254

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

企画課 企画法令係

電話：03-5253-1111（内線3022）

老健局 振興課 法令係

電話：03-5253-1111（内線3937）